

令和2年度行政監査の結果に基づき講じた措置

令和2年度行政監査結果を踏まえ、県職員が任意団体の業務に従事する際の留意事項や確認すべき点について取りまとめ、令和3年8月11日付総務部長通知「庁内に事務局を置く任意団体への県の関与のあり方について」を发出し、適切な事務の執行について、周知徹底を図った。

監査意見	講じた措置
<p>総括意見</p> <p>県の庁舎内に事務局を置き、県職員が役員や事務局員を兼ねていることは、行政の施策と任意団体の目的・意義が密接に関連していること、連絡調整に要する時間が短くてすむことから、他の場所に事務局を設置するよりも効率的に業務を行うことができるというメリットがある。</p> <p>しかし、県民からは、県と任意団体の違いは分かりにくく、なぜ県職員が特定の任意団体の業務を行っているのかという疑問を持たれる可能性がある。</p> <p>については、各職員は、公益・地域貢献・県の施策遂行を図ることを目的とした公務又は公務に準ずる業務として、県業務と任意団体の業務の内容や経費などを明確に区分し、責任の所在を明確にするという意識を持ち業務を遂行することで、県民の理解を得るように努められたい。</p> <p>また、多くの任意団体に対し、県から補助金や負担金などの財政的支援が行われていることから、任意団体においても県と同様に事務手続の適正化、透明性の確保が必要であり、県とともに経費を負担する任意団体の構成員に対しても説明責任が求められる。各機関及び任意団体は、各種規程の整備やチェック体制の確立など、内部統制機能を十分に発揮されるよう努められたい。併せて、県の人材・財源は限られており、任意団体を組織し、活用することについても、最小限の関与で最大の事業効果が得られるよう検討されたい。</p> <p>さらには、今回監査を行った機関へのアンケートでは、団体の継続の必要性や県職員の関与の在り方について見直しが必要とする機関はなかった。</p> <p>しかし、総務部長通知は、「その都度、必要性や妥当性などを確認、点検の上判断すること。」としており、各機関及び任意団体は、設置や活動の在り方及び県の関与について、今後も継続的に検討されたい。</p>	<p>【人事企画課】</p> <p>職員が任意団体等の業務に従事することについては、平成19年2月8日付総務部長通知「職務遂行における公私の区別の徹底等について」を发出し、その後も当該通知を平成22年7月9日付け総務部長通知により改正し、職務命令に基づき従事することができる業務を再整理する等、公私の区別の徹底等を図るとともに、その必要性等についても適時確認することとしてきたところである。</p> <p>また、任意団体の事務の適正性等については、補助金交付の際の審査等において確認してきている。</p> <p>次の事項について、令和3年3月29日付けで通知を发出し、周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の業務と任意団体の業務をできる限り明確に区分し、責任の所在を明確にするよう徹底すること。 ・各所管所属においては、公務又は公務に準じるものとして職員を携わらせている任意団体の事務処理や会計処理等に係る内部統制機能が十分なものとなるよう、必要な働きかけを行うこと。また、任意団体を組織し、活用することについても、最小限の関与で最大の事業効果が得られるよう努めること。 ・任意団体の業務を行う必要性等について、この機会に改めて見直しを行うとともに、今後も適時見直しを行うこと。
<p>（監査意見1）</p> <p>着眼点に沿った監査結果及び意見</p> <p>（1）任意団体業務に対する県の関与・指導の状況</p> <p>ア 県職員が業務に関与する根拠</p>	<p>【人事企画課】</p> <p>任意団体の業務に公務として従事している場合は、公務として従事していることを明確に公表又は表示することとしているが、具体的な方法は定めていない。</p>

監査意見	講じた措置
<p>今回、監査を行った機関において、職員が任意団体の業務に従事する根拠を「事務分掌」によるとしているものの、実際には任意団体の事務局員とされている職員のうちで、その機関の事務分掌（事務分担表）に記載されていない職員が多数見受けられた。</p> <p>さらに、事務分担表への業務の記載が元々ない課長などの所属長や、課の業務を総括する総括課長補佐などが任意団体業務を行っている場合も、各機関が根拠としている事務分掌への記載がされていない例があった。</p> <p>また、任意団体を所管する業務を行うことで任意団体の業務を行っているとしている機関や、県の本来業務に関して任意団体業務を行う職員の副査であることを任意団体職員であることの根拠と位置付ける機関もあった。</p> <p>県は総務部長通知により「公務として従事していることを明確に公表又は表示し、県民から疑惑等を抱かれないよう」することとしているが、その方法についての具体的な基準は示されていない。</p> <p>しかし、任意団体は、県とは別の組織であることから、任意団体の業務を行う職員については、その存在と業務を具体的に示すことが望ましいと考えられる。任意団体の業務に従事する職員については、過不足なく事務分担で具体的に示すなどできるだけ分かりやすい方法での表示を検討されたい。</p>	<p>公務又は公務に準ずるものとして任意団体の業務に継続的に従事する場合には、当該事務と従事者を事務分担表において明らかにすることとし、令和3年3月29日付けで通知を発出した。</p>
<p>（監査意見2）</p> <p>イ 県職員が業務に従事する場合の手続</p> <p>総務部長通知によると、「公務又は公務に準ずる業務は、職務命令に基づき従事できるものとする」とされており、そのためには所属長による判断と手続が必要と考えられるものの具体的な手続は定められていない。</p> <p>任意団体の役職に県職員が就く場合に、会員の互選、理事会の互選により選出され就任している例があったが、互選による選出は団体が行った意思決定であり、県としての意思決定ではない。そのため、県職員が役職に就くためには団体からの依頼、あるいは選ばれた職員が役職に就くことの伺など、県としての意思決定と必要な手続が行われることが原則と考えられる。</p> <p>また、団体からの委嘱状や辞令が交付され団体職員となる例もあったが、これについても県としての受諾の意思を決定する手続が必要である。</p> <p>任意団体の役員などに就任するに当たっては、県として必要な手続を行うことについて検討されたい。</p>	<p>【まんが王国官房（まんが王国とっとり満喫周遊バス実行委員会）】</p> <p>官房長のまんが王国とっとり満喫周遊バス実行委員会会長就任について、県としての必要な手続が行われていなかった。</p> <p>関係者の了解を得た後、まんが王国官房長を会長とする規約改正を行う。</p> <p>また、県としてまんが王国官房長が会長に就くことについて伺い、決裁を経て県としての意思決定を明確に行う。</p> <p>【東部地域振興事務所（八頭郡活性化戦略会議）】</p> <p>八頭郡活性化戦略会議の復命書で所長（所属長）に報告すれば足りるという認識でいたため、県組織として会長就任手続を行っていなかった。また、戦略会議業務に関わる全職員について事務分担表に記載していなかった。戦略会議発足以降の担当者及び関係職員の認識不足によるものである。</p> <p>県組織として会長就任を承認し、所長決裁を受けるとともに戦略会議業務に携わる全職員について事務分担表に記載して事務執行体制の明確化を図った。</p>

監査意見	講じた措置
	<p>【雇用政策課（鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会）】</p> <p>鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（以下「協議会事務局」という。）の事務局長、事務局次長及び事務局員は会長の委嘱又は任命が必要であるが、協議会事務局において、委嘱に係る必要な手続を失念していた。</p> <p>協議会事務局へ委嘱に係る手続等の説明を行い、令和3年4月1日付で委嘱を行うよう依頼した。</p> <p>4月の人事異動に合わせ、令和3年3月30日付けで協議会事務局から県へ就任依頼を行い、同月31日付けで県から協議会事務局へ就任承諾を提出した。</p> <p>【とっとり農業戦略課（鳥取県農業再生協議会）】</p> <p>鳥取県農業再生協議会事務局長（県職員）の任命については、同協議会会長から口頭により行っており、所属内で書面等による意思決定の手続は行っていない。</p> <p>事務局長の選任にあっては、あらかじめ農林水産部内で電子決裁により候補者選出の手続を行った上で会長の任命を受けることとした。</p> <p>【空港港湾課（鳥取港振興会）】</p> <p>(1) 鳥取港振興会（以下「振興会」という。）の事務局長への県職員の就任に当たり、事前依頼を経ずに辞令書が交付されている。</p> <p>令和2年度は2年に1度の役員選出の年となることから、理事会で県土整備部長が副会長に再任された場合には、就任することの伺いを行うものとした。</p> <p>(2) 振興会副会長は規約において「理事会において互選」とあるが、県土整備部長の副会長就任にあたり、県内部において就任に係る事務処理が行われていない。</p> <p>事務局長の就任については、現事務局長が昨年度から引き続き着任しているため、次期事務局長が就任する際に、就任前に受諾の意思を決定する手続を行うものとした。</p> <p>【子育て王国課（青少年育成鳥取県民会議）】</p> <p>県職員の兼職について、団体からの辞令が交付されているのみで、県としての意思決定が行われていなかった。</p> <p>団体から兼職依頼を行い、県として承諾する手続を取るよう改めた。</p>

監査意見	講じた措置
<p>(監査意見3)</p> <p>ウ 県業務と任意団体業務の区分及び県業務への影響</p> <p>任意団体職員としての業務実績のない職員や業務従事時間の極めて少ない職員が見受けられた。また、任意団体事務局員に任命されているが年間業務従事時間は4時間という職員がいる団体があったが、その事務局員としての役割は、関係する県の機関としての説明を行うことであり、任意団体からの説明の要請に応じることで足りると考えられる。こうした職員を任意団体事務局員とすることについては、検討の必要がある。</p> <p>任意団体を所管する機関は、任意団体としての業務を行う職員を必要最小限とし、他の県業務への影響を小さくすることを検討されたい。</p>	<p>【緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）】</p> <p>鳥取砂丘未来会議の課題は様々であり、的確に対応できるよう県の関係機関を事務局としているものである。</p> <p>緑豊かな自然課以外の県の関係機関は事務局から除くこととし、必要に応じてオブザーバーとして会議に参加することとした。</p> <p>【とっとり農業戦略課（鳥取県農業再生協議会）】</p> <p>鳥取県農業再生協議会の業務への従事が県の事務分担に記載されている職員のうち1名について、令和元年度の業務実績がなかった。これは、当該業務（耕作放棄地対策）に係る事案がなかったことによるものである。</p> <p>耕作放棄地対策については、協議会事務局として恒常的に行う業務でないことから、同業務に従事する職員を事務局体制から外し、協議会の要請に応じて県の機関として対応することとした。</p>
<p>(監査意見4)</p> <p>今回監査を行った28機関・任意団体から提出された監査資料によると、13機関・任意団体が、県業務と団体業務の区分を「担当する県の業務と団体業務が同じであるため区分できない」とし、区分していないとしていた。</p> <p>しかし、関西ワールドマスタースゲームズ推進課など6機関のように、正にその業務のみを行っている機関は別とし、ほとんどの機関では、任意団体職員を兼務する職員は団体業務以外の県の業務を行っていることから、任意団体が県以外の組織であることを踏まえ、県業務との区別を明確にするよう努められたい。</p>	<p>【まんが王国官房（まんが王国とっとり満喫周遊バス実行委員会）】</p> <p>事務局員2名の事務分担表に記載がなかった。</p> <p>事務分担表へ追記した。</p> <p>【東部地域振興事務所（八頭郡活性化戦略会議）】</p> <p>県の事務分担表に「八頭郡活性化戦略会議に関すること」及び主査1名、副査2名を記載すれば足りるという認識でいたため、戦略会議業務の記載はしていなかった。戦略会議発足以降の担当者及び関係職員の認識不足によるものである。</p> <p>戦略会議業務に携わる全職員について事務分担表に記載して事務執行体制の明確化を図った。</p> <p>【障がい福祉課（手話パフォーマンス甲子園実行委員会）】</p> <p>県負担金の交付業務等について手話パフォーマンス甲子園実行委員会業務を行っている者が兼務していた。</p> <p>負担金の額の確定、令和3年度の交付決定等令和2年度内に発生する業務については、明確に業務を区別し実施した。</p> <p>令和3年度業務に関し、事務分担等で県業務との区分を明確にした。</p>

監査意見	講じた措置
	<p>【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会、鳥取県新エネルギー活用研究会）】 鳥取県水素エネルギー推進協議会、鳥取県新エネルギー活用研究会は、県の施策推進に係る関係者の連携体制を整備するため、県が中心となって設立した団体であることから、県の担当職員が団体業務を兼務し、業務区分が不明確な状況があった。 事務分掌において団体業務に関わる全ての職員を明記するとともに、県から団体に対する委託事務等については別の職員が対応する取り決めを行う等、業務区分の明確化を図った。</p> <p>【緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）】 鳥取砂丘未来会議は、県の施策推進に係る関係者の連携体制を整備するため、県が中心となって設立した団体であることから、県の担当職員が団体業務を兼務し、業務区分が不明確な状況があった。 事務分掌において団体業務に関わる全ての職員を明記するとともに、県から鳥取砂丘未来会議に対する負担金事務等については別の職員が対応する取り決めを行う等、業務区分の明確化を図った。</p> <p>【くらしの安心推進課（鳥取県交通対策協議会）】 鳥取県交通対策協議会は、県の施策推進に係る関係者の連携体制を整備するため、県が中心となって設立した団体であることから、県の担当職員が団体業務を兼務し、業務区分が不明確な状況があった。 事務分掌において団体業務に関わる全ての職員を明記するとともに、県から鳥取県交通対策協議会に対する委託事務等については別の職員が対応する取り決めを行う等、業務区分の明確化を図った。</p> <p>【西部総合事務所農林局（食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会）】 事務分担の「食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の事務局事務に関すること」や「課の事務の総轄」の範囲内業務として包括されるとの認識で、県業務との明確な区分の必要性に対する認識が十分でなかったことが原因である。 任意団体の事務局業務を担当する職員については、令和3年2月15日付けで事務分担に明記した。</p>

監査意見	講じた措置
<p>(監査意見5)</p> <p>才 任意団体に対する県有物品の貸付け 県有物品を県以外の組織である任意団体が使用する場合には、物品事務取扱規則で定められた手順による必要がある。鳥取県物品事務取扱規則第25条第1項で「物品の貸付期間は、1年を超えることができない。」と定められているとおり、貸付けを行う場合には、毎年度貸付手続を行う必要がある。</p> <p>また、机・椅子などでは、平成31年4月1日付けの備品の基準額(取得価額)の見直しにより備品から消耗品としたものであっても、県有物品であることに変わりはないので、貸付手続を行う必要がある。</p> <p>改めて、適正な手続を行われたい。</p>	<p>【広報課(鳥取県広報連絡協議会)】</p> <p>担当者が手続を認識していなかった。 令和3年2月18日付けで物品貸付契約を締結した。</p> <p>【とっとり弥生の王国推進課(青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会)】</p> <p>担当者が手続を認識していなかった。 協議会からの物品借受申込書の提出を受け、令和3年3月22日付けで貸付承認手続を実施した。</p> <p>【くらしの安心推進課(鳥取県交通対策協議会)】</p> <p>物品の所有者が明確でなかった。 令和2年11月17日付けで物品の譲与手続を行った。</p>
<p>(監査意見6)</p> <p>カ 補助金等県費支出の事務処理</p> <p>県は、多くの任意団体に対し補助金、負担金、委託料等で県費を支出し、当該任意団体の業務を支援又は業務を委託していたが、その手続は、概ね適正に執行されていると認められた。</p> <p>しかしながら、県から任意団体への補助金の交付手続に関し、任意団体の交付申請手続と県の交付決定事務を同一の職員が行っていた例があった。</p> <p>また、委託料に係る手続では、任意団体における見積と県の予定価格の積算を同一職員が行う等、受託・委託双方の価格の透明性の確保が形骸化している事例があった。</p> <p>このような事例は、限られた職員数で、県業務と任意団体双方の業務を行う必要から生じていたものであろうが、県民にとっては、理解しづらい状況であり、改善が必要であると考えた。</p> <p>一部の機関では、事務分担で任意団体に対する指導監督の担当者を定め、適正な補助金審査や確認手続を行っていたところもあった。</p> <p>については、任意団体を担当する職員が少ない組織では、他の担当の職員が申請書や実績報告書の審査に協力したり、確認検査を総括課長補佐や他の担当の役職職員などが担う等、内部統制と手続の透明性を確保する体制を整備することを検討されたい。</p> <p>さらに、任意団体と随意契約を行う場合には、予定価格の設定目的や見積額の妥当性の在り方を検討し、その経緯等を記録する等、実態に即した、より簡素で透明性のある手続を検討されたい。</p>	<p>【国際観光誘客課(国際定期便利用促進協議会)】</p> <p>県の事務分担表上の国際定期便利用促進協議会に関する事務を行う者及び国際定期便利用促進協議会事務職員が同一の職員となっていたため、交付決定等の手続も同一の職員が行っていた。</p> <p>国際定期便利用促進協議会から県への交付申請事務及び県から国際定期便利用促進協議会への交付決定事務はそれぞれ別の者が行うこととし、交付決定及び額の確定の審査は協議会事務を担わない総括補佐が行うこととした。</p> <p>【スポーツ課(鳥取県スポーツ推進委員協議会)】</p> <p>鳥取県スポーツ推進委員協議会については、県業務及び鳥取県スポーツ推進委員協議会の業務の双方の業務を限られた職員で行う必要があった。</p> <p>事務分担を見直し、鳥取県スポーツ推進委員協議会の業務を事務分担上の主査で、指導監督等の県業務を副査又は総括補佐で担うこととし、事務手続の透明化を図る。</p> <p>【とっとり弥生の王国推進課(青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会)】</p> <p>担当者の認識不足による。 県内部での事務処理の際に、青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会担当以外の職員が、実績報告書の審査や補助金処理等を担うよう取扱いを整理した。</p>

監査意見	講じた措置
	<p>【医療政策課（鳥取県臨床研修指定病院協議会）】 限られた職員数で県業務と鳥取県臨床研修指定病院協議会業務を行う必要があるため、同一職員が県の予定価格の積算と鳥取県臨床研修指定病院協議会における見積を行っていたものである。 県の予定価格の積算と鳥取県臨床研修指定病院協議会における見積を別の職員が行うよう改めた。</p> <p>【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会）】 県から鳥取県水素エネルギー推進協議会への委託業務手続に関し、県による見積依頼や実績報告書の審査の手続と同協議会からの見積書及び実績報告書の提出事務を同一の職員が行っていた。 鳥取県水素エネルギー推進協議会に関する県の手続は、同協議会を担当する職員以外の職員が行うよう改めた。</p> <p>【くらしの安心推進課（鳥取県交通対策協議会）】 補助金の交付決定事務は別の職員が行っていたものの、実績報告の確認検査を団体の事務局職員を兼ねた職員が行っていた。 課の総括課長補佐を指導監督の担当者として事務分担表に定めて検査を行うよう改めた。</p> <p>【子育て王国課（青少年育成鳥取県民会議）】 任意団体担当の職員が当該任意団体への補助金の審査を行っていた。 補助金の審査を行う場合は、任意団体の事務を直接担当していない職員（総括補佐等）が行うこととした。</p>
<p>（監査意見7） また、県から任意団体に対し、補助金等により県費が支出され事業に対する支援が行われていたにもかかわらず、当該事業経費の一部を県が直接支出している事例があった。この支出は本来、当該任意団体が負担すべきものであることから、適正な予算執行に努められたい。</p>	<p>【まんが王国官房（まんが王国とっとり満喫周遊パス実行員会）】 まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会が負担すべき経費について、県費にて支出していたものである。 満喫周遊パス事業を行うために支出する経費は、まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会が負担すべきものとし、令和3年度以降の事業実施に当たり適切な執行に努める。</p> <p>【障がい福祉課（手話パフォーマンス甲子園実行員会）】 県としての支出、手話パフォーマンス甲子園実行委員会としての支出の区分が不明確なもの</p>

監査意見	講じた措置
	<p>があった。 支出内容を確認し、適正な予算執行に努める。</p>
<p>(監査意見 8) (2) 任意団体の運営状況 ア 任意団体の設立目的と活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来年度以降もふるさと鳥取ファンクラブの会員数を維持しつつ、様々な広報媒体を活用して、今以上に情報を発信できるよう、新たな業務形態への移行に努められたい。 ○ 各自治体の広報担当職員の技術向上を図る講座、研修等を引き続き実施していただきたい。 	<p>【広報課（鳥取県広報連絡協議会）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県への愛着の高い方々が入会するふるさと鳥取ファンクラブの高齢化及び全体会員数の減少傾向を踏まえ、令和3年度から取り組むこととしている鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』（以下「NOW」という。）のデジタル化（紙媒体も一定部数維持）によるホームページ等での公開を契機に、これまでNOWの配布、配架等を主体とした情報発信に加え、より幅広い世代や興味・関心層への拡散を目的としたSNS（LINE、Twitter、Facebook等）によるPRを実施する。 また、NOWのデジタル化に当たっては、紙面の再構成及びページ数の精査を行うことで印刷、編集コストを削減し、団体業務のより効果的効率的な運営を図ることとしている。 ○ 各自治体の広報担当職員の技術向上を図る講座、研修等を引き続き実施し、県全体の広報力の底上げに取り組んでいく。
<p>(監査意見 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国に先駆けて手話言語条例を制定した本県における象徴的な大会である手話パフォーマンス甲子園が、本県の障がい福祉施策の取組みを全国的に情報発信する良い機会として、さらに一層の全国的広がりとなるように努められたい。 ○ 当該事業は、財源の多くを日本財団からの支援に依存していることから、今後事業を継続していくために必要な財源の確保を検討されたい。 	<p>【障がい福祉課（手話パフォーマンス甲子園実行委員会）】</p> <p>総事業費の8割を日本財団の助成金に頼っている。</p> <p>日本財団からの助成が令和3年度までとなっていたが、日本財団に支援継続の協議を行ったところ、2年間延長し、令和5年まで継続して支援していただけることになった。</p> <p>その他、協賛金等について、企業・団体等に働きかけ、大会の周知を拡大するとともに、安定した財源が確保できるよう努める。</p>
<p>(監査意見 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア除草等の鳥取砂丘保全再生事業に理解と協力が得られ、鳥取県の宝である鳥取砂丘の自然・環境資源を後世に守り伝えていけるよう、任意団体が行う事業の成果を広く周知することを検討されたい。 ○ 鳥取砂丘ランドデザインで定めた目標の実現に向けて、県民挙げて取り組み、鳥取砂丘での体験が楽しめる工夫をすることなどで、より砂丘の魅力を高めていくよう努めていただきたい。 	<p>【緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）】</p> <p>鳥取砂丘未来会議の活動状況はホームページ等により周知しているが、情報発信が不足している面もあった。</p> <p>一般県民向けに開催している砂丘に関する調査研究報告会において、砂丘の魅力発信や、除草活動の状況報告を実施しているほか、「日本一のすなば」魅力Oごとイベント事業として採択したプログラムに補助金を交付し、鳥取砂丘の価値の学習や魅力ある体験機会の提供等適切な利活用の促進を図っており、こうした活動についてもさらに情報発信に努めていく。</p>
<p>(監査意見 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の各自治体と全ての農業団体で組織される団体であり、国からの交付金で県内の水田関係と農地・担い手関係の事業を担っている。特に、当該任意団体が農家のコメの生産作付面積の配分を設定している。 2030年1,000億円の目標農業生産額を目 	<p>【とっとり農業戦略課（鳥取県農業再生協議会）】</p> <p>鳥取県農業再生協議会では、地域農業再生協議会（JA、市町村等）と一体となって水田関係、農地・担い手関係の事業を実施している。</p> <p>令和3年産米の生産数量目標については、新型コロナウイルス感染症の影響による需給緩和が心配されるため、地域農業再生協議会（J</p>

監査意見	講じた措置
<p>指している本県の農業政策を主導し推進していく立場として、しっかりと取り組んでいただきたい。特に、農業従事者の高齢化と減少が進行している中で、農家の声をしっかりと受け止めた農業政策を進めていただきたい。</p>	<p>A、市町村等)の意見を踏まえた上で設定した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農家への支援である高収益作物次期作支援交付金や人・農地プランの話し合いを推進する等、農業従事者の高齢化と減少に応じた取組を進めている。</p> <p>今後も引き続き、農業従事者の声を踏まえて適切な農業政策を推進していく。</p>
<p>(監査意見12)</p> <p>○ 鳥取港は、港湾規模が小さいことや、港の形態、航路の関係などで寄港できる船舶が限られている。利用促進に向けてポートセールスが行われているが、新型コロナウイルス感染拡大によって予定されていたクルーズ船の寄港が中止になるとともに、取扱貨物量も公共工事の減少に合わせて減少傾向にある。予定できるのはバイオマス発電用の「ヤシがら」だけの状況である。</p> <p>鳥取港は、「鳥取港長期構想」を策定され、岸壁やふ頭の整備、航路の変更を計画されているが、港湾整備を進めていくことに合わせて、積極的にクルーズ船のポートセールスや、取扱貨物量の増加につながるよう鳥取港背後地の県東部はもちろん兵庫県、岡山県の企業に働きかけられたい。</p>	<p>【空港港湾課（鳥取港振興会）】</p> <p>(1) 港湾規模が小さいことから鳥取港に入港できる船舶が限られるほか、不開港のため外国船の直接入港ができない。</p> <p>観光戦略課と連携して鳥取港に寄港が可能な中小船舶を保有する船社や旅行会社あるいは傭船を行う可能性のある企業団体に対して営業提案を実施した。</p> <p>①船社訪問による営業提案</p> <p>R2.11.6 日本クルーズ客船(株) 「ばしふいっくびいなす」運航船社)</p> <p>②オンラインによる誘致商談会参加</p> <p>R3.1.25 (株) ジャパネットサービス イノベーション (傭船クルーズを行う旅行会社)</p> <p>(2) 鳥取港の貨物取扱量が減少傾向にある。</p> <p>空港港湾課と連携して令和2年9月22日にコンテナ貨物船を鳥取港に途中寄港(コンテナ貨物船の鳥取港寄港は初)させ、コンテナ貨物を積んで博多港を経由して東南アジア・中東向けに輸出する試験輸送を実施した(ハイキューブ40フィート型コンテナ12個)。</p> <p>並行して令和2年度は鳥取港背後圏域となる西は北栄町から東は豊岡市までの企業延べ約200社を訪問し、コンテナ貨物による鳥取港への輸送ルートの転換を提案した。</p> <p>試験輸送及びポートセールスは、令和3年度においても継続実施し、将来の鳥取港へのコンテナ貨物船の定期航路化を目指す。</p>
<p>(監査意見13)</p> <p>イ 諸規程の整備、運用</p> <p>任意団体が行う会計手続の根拠となる会計規程や、事務処理の手続を定めた決裁規程・事務処理規程などの規程が定められていない任意団体は、監査を行った28団体会計規程は16団体と半分以上、決裁規程等は13団体あった。これらの任意団体の多くは、県の規程に準じた取扱いがされており、一部を除けば、概ね手続は適正に行われていることは確認できた。</p> <p>しかし、任意団体は、県とは異なる組織であり、その運営や事業遂行に補助金や負担金など多額の県費が支出されている任意団体も多くあることから、その事務処理や会計処理</p>	<p>【広報課（鳥取県広報連絡協議会）】</p> <p>会計処理は、「原則として鳥取県会計規則に準じて行う」ことを鳥取県広報連絡協議会規約に追記し、令和3年5月26日に施行した。</p> <p>【東京本部（鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会）】</p> <p>鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会の事務処理及び会計処理に当たっては、「運営協議会事務局規程」において、両県の文書管理規程・会計規則に準ずることとし、明確に規定していなかった。</p> <p>新たに「事務処理規程」「会計処理規程」を整</p>

監査意見	講じた措置
<p>に当っては、一層の透明性が確保されるよう収入・支出の手続等を定めた会計規程や、決裁権限、事務手続を定めた事務処理規程などの整備を行うように努められたい。</p> <p>一方では、事業規模が小さかったり、職員数が少ない任意団体などでは、個別の規程を整備することが事務的に困難であることも考えられる。その場合は、団体規約などに、例えば「原則的には県の規程に準じる」、「県の例による」とし、これにより難しい場合の必要最小限の独自規程を定めるなど、その任意団体に即した形で明記することで事務手続の正当性や透明性を確保されることを検討されたい。</p>	<p>備し、取扱いを明文化した。(令和3年4月1日施行)</p> <p>【国際観光誘客課（国際定期便利用促進協議会）】 会計処理や事務処理に当たっては、明文化されていない状況で県の諸規程に準拠することとし、事務を行っていた。 会計処理規程及び事務処理規程（決裁規程を含む。）を新たに整備し、令和3年度総会に諮り了承された。</p> <p>【まんが王国官房（まんが王国とっとり満喫周遊バス実行委員会）】 会計処理や事務処理に当たっては、明文化されていない状況で県の諸規定に準拠することとし、事務を行っていた。 規約の改正を行い、会計規則・決裁規程に関する条項を追記対応する。</p> <p>【スポーツ課（鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会、鳥取県スポーツ推進委員協議会）】 鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会及び鳥取県スポーツ推進委員協議会では、事務処理に関する規程を定めていなかった。 会計規程の機能を併せ持った事務処理規程を整備した。</p> <p>【地域交通政策課（鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会）】 鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会では、会計規程と事務処理規程が定められていない。 鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会の規約に事務処理及び会計処理に関する規定を盛り込んで総会で改正した。</p> <p>【とっとり弥生の王国推進課（青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会）】 従来の事務処理方法等を踏襲していた。 協議会事務について、決裁権限等の事務及び収入・支出等の会計に係る事務処理規程を令和3年3月に新たに制定した。</p> <p>【東部地域振興事務所（八頭郡活性化戦略会議）】 実務上、県の諸規定に準じた事務遂行をすれば足りるという認識でいたため、八頭郡活性化</p>

監査意見	講じた措置
	<p>戦略会議独自の事務処理及び会計処理に関する規定を整備していなかった。戦略会議発足以降の担当者及び関係職員の認識不足によるものである。</p> <p>戦略会議の規約に事務処理及び会計処理に関する規定を盛り込んで総会で改正した。</p> <p>【医療政策課（鳥取県臨床研修指定病院協議会）】</p> <p>限られた職員数で県業務と任意団体（鳥取県臨床研修指定病院協議会）業務を行う必要があり、団体独自の会計規程や事務処理規程等の整備が困難だったため、県の規程に準じた取扱いを行っていたものである。</p> <p>鳥取県臨床研修指定病院協議会規約では、「事務局に係る規程は、会長が別に定める。」とされており、県の規程に準じた取扱いをしているが、個別に規定を整備することは職員数が少なく事務的に困難であることから、「原則的には鳥取県の規程に準じる。」こととする事務局規程を定めた。</p> <p>【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会、鳥取県新エネルギー活用研究会）】</p> <p>鳥取県水素エネルギー推進協議会においては、規約や事務局規程を設置していたが、会計処理については規程を設けず、県の規程に準じた取扱いにより事務処理を行っていた。</p> <p>鳥取県新エネルギー活用研究会においては、規約を設置していた。</p> <p>なお、同研究会は情報交流のための緩やかなプラットフォームとして設置されたもので、事務局は情報共有・先進事例の学習等を目的とした講演会や研修会等に係る連絡・調整を実施するものであり、団体としての事業や会計を有していない。</p> <p>鳥取県水素エネルギー推進協議会において、事務局規約に「原則的には県の規程に準じる」等の文言を追記し、会計処理について県の規程に準じることを明記した。</p> <p>【西部総合事務所農林局（食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会）】</p> <p>原則的には、県規則等に準じた対応を行っていたが、団体規約に規定する必要性を十分に認識していなかったのが原因である。</p> <p>令和3年度第1回総会において、団体規約を改正するとともに、事務局規程及び会計処理規程を定めた。</p>

監査意見	講じた措置
	<p>【西部総合事務所日野振興センター（日野郡広域交流促進協議会）】 会計手続、事務処理は県の規程に準じた取扱いとしているが、規程が整備されていない。 会計手続及び決裁についての規定を追加する規約改正案について、令和3年度当初の総会で承認を得て規約改正した。</p> <p>【西部総合事務所福祉保健局（西部民生児童委員協議会）】 規模が小さいため個別の規程を整備することが事務的に困難であったため会計規程は県規程に準じて行っていた。 代議員会において、「会務の執行に関して必要となる事項は、本規約その他別に定めがあるものを除き、鳥取県において用いている規約等を準用する。」とする規約改正を行った。</p> <p>【子育て王国課（青少年育成鳥取県民会議）】 会計規程、決裁規程がなかった。 当該団体において「青少年育成鳥取県民会議事務局細則」を改定し、事務決裁について定めるとともに、会計については県の規則を参考に行う旨を明記した。</p>
<p>（監査意見14） ウ 総会、役員会等の運営 総会は、任意団体の最高意思決定機関であり、その議事、議論、決定事項等が記録され、必要があれば開示されることが求められる。総会議事録が作成されていない任意団体が一部あったが、審議過程や任意団体の意思決定の適正や過程の透明性が確保されるよう必要な情報が記録されるよう努められたい。</p>	<p>【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会）】 総会議事録として結果概要（議事要旨）のみを作成していた。 出席者や議論等の内容が分かるよう議事録を作成するよう改めた。</p> <p>【西部総合事務所農林局（食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会）】 事務局担当者の議案内容を踏まえた必要性判断により議事録は作成していたが、記録保管の必要性の十分な認識が不足していた。 議事録の作成、保存を行うこととした。</p>
<p>（監査意見15） 例年、事業報告と決算審査に係る総会を開催した後に監事監査を行い、その後に監査結果を書面で通知し、総会の書面監査としている任意団体があったが、任意団体の事業報告や決算審査は、監事監査により適正と認められていることを前提としたものであることから、適正な手続により開催されるよう改善されたい。</p>	<p>【緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）】 監事による監査後に総会を開催せず、書面決議により決算等の承認を得ていたものである。 なお、決算等の承認は書面議決によることを、監査の直前に開催された総会において、あらかじめ了承を得ていた。 監事による監査後、総会を開催し、決算等について承認を得ることとした。</p>
<p>（監査意見16） エ 事務事業の執行体制</p>	<p>【スポーツ課（鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会）】</p>

監査意見	講じた措置
<p>今回の監査では、任意団体の業務は概ね適正に実施されていたが、一部の任意団体の事務等の決裁に際し、当該任意団体に属していない県職員が加わっている事例が見受けられた。これは、県が使用している決裁システムや所管課のデータベースを任意団体の事務決裁で使用していたり、県業務と関係のある事業を行っていることから必要な情報の共有を図る目的などがその理由であった。</p> <p>任意団体は、県とは別の組織であることから、その事業に係る決裁等の意思決定は、県とは別の手続により行われることが必要であり、その決定に任意団体以外の職員が関与することは、任意団体の事業等に対する責任が不明確となったり、任意団体の事業目的と異なるものとなる可能性も否定できない。</p> <p>さらに、任意団体が行っている手続に含まれている情報には、個人の住所や口座情報等個人情報が含まれていることもあることから、情報管理の面からも慎重な取扱いが必要である。</p> <p>一方では、任意団体が県の所管課と連携し、業務を円滑に進める必要もあり、関係職員との情報共有の必要性も認められる。</p> <p>については、県と任意団体との区別を明確に意識し、安易に部外者の関与を認めることなく適正な手続を行いながらも、必要な情報の共有は確保できる方法を検討されたい。</p>	<p>規程の不備によるものである。</p> <p>監査意見13に関して事務処理規程を整備する際、事務局員の定義を明確化し、併せて事務分担表でも主査と委員会事務補助を明記した。</p> <p>【地域交通政策課（鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会）】</p> <p>鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会については、県の事務分担に記載している職員が2名であるが、全職員に稟議の回覧を行っていた。</p> <p>当該事業については、県民からの問い合わせも多い業務であり、課内の事務分担に記載している職員以外の職員も対応できるようにしており、実質的には、課内のラインの職員が当該団体業務に従事している状況である。</p> <p>職員の団体業務に従事している実態に合わせるとともに、団体の事務処理・会計処理へのチェック機能を働かせるため、当該業務に係るラインの職員全てが団体業務に従事することについて、令和3年3月1日に事務分担に明記した。</p> <p>【東部地域振興事務所（八頭郡活性化戦略会議）】</p> <p>県の事務分担表に「八頭郡活性化戦略会議に関すること」及び主査1名、副査2名を記載すれば足りるという認識でいたため、戦略会議業務の記載はしていなかった。戦略会議発足以降の担当者及び関係職員の認識不足によるものである。</p> <p>戦略会議業務に携わる全職員について事務分担表に記載して事務執行体制の明確化を図った。</p> <p>【障がい福祉課（手話パフォーマンス甲子園実行委員会）】</p> <p>県と手話パフォーマンス甲子園実行委員会の情報の共有のため、稟議用紙に課長、部長等の押印欄がある。</p> <p>これまでも、手話パフォーマンス甲子園実行委員会の事務決裁に県職員は加わってはいなかったが、令和3年度事業に係る稟議書から、供覧スペースを設けることにより、決裁権者と供覧者の区分を明確化した。</p> <p>【医療政策課（鳥取県臨床研修指定病院協議会）】</p> <p>限られた職員数で県業務と鳥取県臨床研修</p>

監査意見	講じた措置
	<p>指定病院協議会業務を行う必要があり、県業務と関係のある事業であることや効率性の観点から、鳥取県臨床研修指定病院協議会の事務決裁に県が使用している決裁システムを使用していたものである。</p> <p>鳥取県臨床研修指定病院協議会の事務決裁は、紙文書により事務決裁を受けるよう改めた。</p> <p>【緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）】 所管のデータベースにより団体事務の一部を処理していたため、鳥取砂丘未来会議以外の職員が関与したものである。 県のデータベースは使用しないこととするとともに、団体業務を明確化し、鳥取砂丘未来会議以外の職員が関与することがないように周知徹底した。</p> <p>【雇用政策課（鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会）】 県が委託している協議会事務局の事業の進捗状況や経理の状況を随時把握して事業の適正な執行管理を行いたいという理由から、協議会事務局の起案について、協議会事務局でない県職員が決裁経路に入っており、協議会事務局の意思決定に関わっていた。 協議会事務局として委嘱を受けていない県職員については、起案・決裁経路から除外することとし、令和3年2月9日に協議会事務局に説明を行った。</p> <p>【西部総合事務所農林局（食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会）】 関係業務の情報共有の観点から食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会に属していない職員も稟議に加えており、任意組織の意思決定や情報管理への認識が不十分だったことが原因である。 決裁の稟議を食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会に属する職員に限定することとした。</p> <p>【西部総合事務所日野振興センター（日野郡広域交流促進協議会）】 日野郡広域交流促進協議会の支出負担行為の決裁に協議会事務局を担当する職員以外の者が関与していた。 協議会事務局を担当する職員以外の者が決</p>

監査意見	講じた措置
	<p>裁に関与しないよう改善した。必要な情報については県と情報共有している。</p> <p>【西部総合事務所日野振興センター（日野川の源流と流域を守る会）】 日野川の源流と流域を守る会の支出負担行為の決裁に日野川の源流と流域を守る会の事務局を担当する職員以外の者が関与している。 日野川の源流と流域を守る会の事務局を担当する職員以外の者が決裁に関与しないよう改善した。必要な情報については県と情報共有している。</p> <p>【西部総合事務所福祉保健局（西部民生児童委員協議会）】 西部民生児童委員協議会の事務等の決裁に際し、当該任意団体に属していない県職員が加わっていたことについては、認識不足が主な原因である。 実態に合わせ、決裁に関わる県職員を当該任意団体に任命し、令和2年12月4日に事務分担の修正を行った。</p> <p>【子育て王国課（青少年育成鳥取県民会議）】 職務の内容が不明確である課長が青少年育成鳥取県民会議の決裁経路に加わっており、確認手続を行っていた。 当該任意団体において、課長の職務内容を明確化し、事務処理権限区分を規定した。</p> <p>【空港港湾課（鳥取港振興会）】 事務局規程では、旅行命令の専決者は専務理事（空港港湾課長）が行うこととなっているが、新旅費システムにおいて、代理命令権者として振興会と無関係の者（空港港湾課総括課長補佐）が設定され承認できるようになっていた。 代理命令権者は設けず、専務理事（空港港湾課長）しか承認できないように改善した。</p>
<p>（監査意見17） 才 経理・会計手続 任意団体の経理・会計手続は、概ね適正に行われていた。しかし、比較的軽微な手続ミスなども見受けられた。その要因として、会計や事務処理に関する規程が定められていないため、安易に手続の省略などが行われたのではないかと推測する。 任意団体の会計手続は、県とは異なり出納</p>	<p>【広報課（鳥取県広報連絡協議会）】 『とっとりNOW』の読者プレゼント用等の消耗品の購入後の納品検査が行われていなかった。会計手続について、県の規程に準じることとし、この点について、令和2年10月22日に行われた実地監査以降、発注した職員以外の職員による検査済証明印の押印又は署名を行うこととした。なお、本意見を踏まえ、会計事務はじめその他の事務についても、コンプライア</p>

監査意見	講じた措置
<p>審査機関の審査を経ることなく収入・支出が行われることから、誤った事務処理が積み重なり、内部統制の破綻をきたし、大きなミスや不祥事に繋がる危険性もある。任意団体の会計事務などの各種手続は、基本的なルールを遵守し、内部統制の確立に努められたい。</p>	<p>ンス遵守・徹底を改めて鳥取県広報連絡協議会内で共有した。</p> <p>【国際観光誘客課（国際定期便利用促進協議会）】 会計手続に関しては、明文化されていない状況で県規則に準拠することとし、事務処理を行っていた。 会計処理規程及び事務処理規程（決裁規程を含む。）を新たに整備し、令和3年度総会に諮り了承された。今後は、これに則って事務を適切に行う。</p> <p>【まんが王国官房（まんが王国とっとり満喫周遊パス実行委員会）】 県規程に準拠する形で会計処理をしていたが、検収の手続がされていなかった。 規約改正を行い、会計手続に関する規程を整備し、これに則って事務を適切に行う。</p> <p>【スポーツ課（鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会、鳥取県スポーツ推進委員協議会）】 鳥取県東京オリ・パラキャンプ誘致推進委員会及び鳥取県スポーツ推進委員協議会では、会計処理に関する規程を定めていない。 監査意見13に関して事務処理規程を整備する際、県の会計規程に準じた取扱いとする旨を明記し、事務手続の適正化を図る。 また、事務処理規程について、周知を徹底する。</p> <p>【地域交通政策課（鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会）】 鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会の委託料の支出手続において検収が未実施であった。 団体の事務処理及び会計処理へのチェック機能を働かせるため、当該業務に係るラインの職員全てが団体業務に従事すること及び審査担当を位置付けることについて、令和3年3月1日に事務分担に明記した。 鳥取県東部鉄道利用促進実行委員会の規約に事務処理及び会計処理に関する規定を盛り込んで総会で改正した。</p> <p>【とっとり弥生の王国推進課（青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会）】 会計や事務処理に関する規程が定められて</p>

監査意見	講じた措置
	<p>いなかった。</p> <p>協議会事務について、決裁権限等の事務及び収入・支出等の会計に係る事務処理規程を令和3年3月に新たに制定した。</p> <p>【くらしの安心推進課（鳥取県交通対策協議会）】 会計処理規定では、毎月末日における会計帳簿の金額を預金口座の金額と照合することになっているが、鳥取県交通対策協議会の職員が1人でやっていた。 地域安全担当課長補佐が毎月末日に確認して押印するよう改めた。</p> <p>【空港港湾課（鳥取港振興会）】 土産品の立替払が行われていたほか、旅費の精算に当たり旅費精算請求書に旅行命令権者である振興会専務理事（空港港湾課長）の押印がされていなかった。 土産品の購入を請求書払としたほか、旅費精算時にも旅行命令権者が押印するものとし、振興会事務局規程に準じた会計処理を行うこととした。</p> <p>【西部総合事務所福祉保健局（西部民生児童委員協議会）】 会計規則に基づき物品の検収を行う必要があったが、軽微な物品の購入が年数回しかないこともあり、必要という認識が欠落していた。 行政監査後においては物品購入（3品）において、全て検収を実施した。 主査・副査の間で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底した。</p>
<p>（監査意見18） カ 県事業と任意団体事業の区別の状況 食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会に係る監査において、同協議会の事業である食のみやこ鳥取県西部フェスタの一部を構成する西部総合事務所主催（県事業）の「せいぶ農と食のまつり」が、県の歳入歳出予算に編入されることなく、食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の口座を用いて、次のとおり収入と支出が行われており、県事業が県民からわかりにくい形で行われていた。 今後、同事業を実施される際には、西部総合事務所（農林局）において、「せいぶ農と食のまつり」事業を県事業として適正に予算化するか、当該事業を食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会の事業とする、または「せいぶ</p>	<p>【西部総合事務所農林局（食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会）】 担当者に県事業として適正な事務処理を行う必要性の認識が十分ではなかったことが原因である。 令和3年度以降は、「せいぶ農と食のまつり」を団体事業として開催する。</p>

監査意見	講じた措置
<p>農と食のまつり」事業の実行委員会等を設立、参加し、必要に応じて負担や役務の提供を行うなど、適正な事務処理への改善を行われたい。</p>	
<p>(監査意見 19)</p> <p>キ 監事等による監査、自主的チェック等 今回監査を行った 28 任意団体中、監事制度がある団体は 25 団体であり、任意団体の会則等に基づき監事監査が概ね適正に行われていた。</p> <p>しかし、次の 2 団体については、監事監査の実施の方法や監査の内容について不適正な例があったので、適正な手続、内容に改善されたい。</p>	<p>【緑豊かな自然課（鳥取砂丘未来会議）】 監事による監査後に総会を開催せず、書面決議により決算等の承認を得ていたものである。 なお、決算等の承認は書面議決によることを、監査の直前に開催された総会において、あらかじめ了承を得ていた。 監事による監査後、総会を開催し、決算等について承認を得ることとした。</p> <p>【西部総合事務所農林局（食のみやこ鳥取県西部フェスタ連絡協議会）】 担当者に県事業として適正な事務処理を行う必要性の認識が十分ではなかったことが、監査方法等が不適切となった原因である。 令和 3 年度以降は、「せいぶ農と食まつり」を団体事業として開催するとともに、監査実施時の確認事項のチェックリストを作成し、総会で報告した。</p>
<p>(監査意見 20)</p> <p>また、監事制度のない 3 団体のうち 2 団体は団体自体に収入・支出がないものであったが、残る 1 団体については、一定額の収入・支出があることから、任意団体の内部統制を確保するためにも監事制度の整備を検討されたい。</p>	<p>【低炭素社会推進課（鳥取県水素エネルギー推進協議会）】 鳥取県水素エネルギー推進協議会は監事を設けておらず、決算報告に当たって、監事による通帳や領収書、決算書等の確認を行っていなかった。 令和 2 年度決算に当たり、協議会構成員の中から監事を選出・設置した。</p>